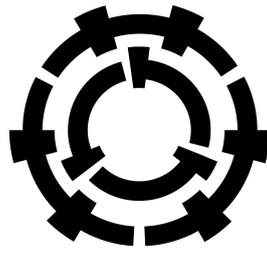


議案参考資料



令和 7 年 3 月 三郷市議会定例会

示 談 書

当事者 (甲)	住 所	埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1
	氏 名	三郷市 埼玉県三郷市長 木 津 雅 晟
当事者 (乙) (運転者)	住 所	埼玉県三郷市茂田井 2 0 0 番地
	氏 名	三郷市水道部業務課 馬場 弘至
当事者 (丙)	住 所	*****
	氏 名	*****
事故発生日時	令和 6 年 1 月 1 8 日 (木) 午後 3 時 2 3 分頃	
事故発生場所	埼玉県三郷市上彦名 4 3 2 番地 1 地先	
事 故 状 況	上記日時場所において、乙が運転する甲の車両が、前方で一時停止していた丙の車両に追突したことにより、丙の車両が損傷し、丙が負傷した事故である。	
示 談 条 件	甲は丙に対し、上記事故の損害賠償として、裏面示談金内訳書のとおり、損害賠償額 3, 0 9 1, 8 3 1 円 (内、1, 5 5 5, 4 8 1 円既払い) を支払うものとする。 上記の他には、甲乙と丙の両当事者間においては、何等債権債務の存在しないことを確認する。	

上記事故に関しては、当事者協議の結果、上記のとおり示談が成立しました。
ただし、この示談は三郷市議会の議決を得るまでは仮示談とし、議決後本示談とします。
ついては、今後本件に関しては、当事者全員裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約します。

令和 7 年 1 月 2 3 日

当事者 (甲) 住所 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1
氏名 三郷市
埼玉県三郷市長 木 津 雅 晟



当事者 (乙) 住所 埼玉県三郷市茂田井 2 0 0 番地
氏名 三郷市水道部業務課
馬場 弘至

当事者 (丙) 住所
氏名

示 談 金 内 訳 書

- 1 種 別 交通事故に係る示談金
- 2 発 生 日 令和6年1月18日 (木)
- 3 発生場所 埼玉県三郷市上彦名432番地1地先

種 別	内 訳	金 額 (円)	備 考
治療費	総治療日数 237日 通院日数 139日	1,192,140	既払い
休業損害	休業認定日数 139日	746,350	
慰謝料	共済会による算定	790,000	
車両損害		363,341	既払い
合 計		3,091,831	

(議案第4号参考資料)

三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

三郷市税条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から1月以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から1月以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>

三郷市都市計画税条例新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

(議案第5号参考資料)

三郷市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(罰則)</p> <p>第11条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第11条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

三郷市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第5条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧条例第2条第4号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第6条 前条各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧条例第2条第4号イに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第7条 附則第5条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>附 則</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第5条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧条例第2条第4号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第6条 前条各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧条例第2条第4号イに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第7条 附則第5条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

三郷市公害防止条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(罰則)</p> <p>第34条 第18条第2項及び第3項又は第21条第2項の規定による命令に従わなかった者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第34条 第18条第2項及び第3項又は第21条第2項の規定による命令に従わなかった者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>

三郷市ラブホテルの建築規制に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(罰則)</p> <p>第16条 第5条の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は3万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第16条 第5条の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は3万円以下の罰金に処する。</p>

三郷市土砂のたい積の規制に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第23条 第17条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第23条 第17条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>

三郷市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を</p>

<p>複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>
---	--

職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>

<p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--

市長及び副市長の給与等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げ</p>

る者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第5条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

る者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第5条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第5条の3 三郷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>第5条の3 三郷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
--	---

三郷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

三郷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>禁錮</u>の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする ことができる。</p> <p>2 (略)</p>

(議案第6号参考資料)

職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

別表第1の現行（改正案は議案書を参照）

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(1) 定年后再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	162,100	208,000	240,900	273,600	299,400	329,100	373,500	420,300
2	163,200	209,700	242,400	275,200	301,500	331,300	376,100	422,700
3	164,400	211,400	243,800	276,700	303,500	333,500	378,500	425,200
4	165,500	212,900	245,200	278,300	305,400	335,500	380,900	427,600
5	166,600	214,400	246,400	279,800	307,200	337,500	382,800	429,500
6	167,700	216,200	248,000	281,500	309,000	339,500	385,300	431,600
7	168,800	217,900	249,500	283,300	310,600	341,400	387,600	433,700
8	169,900	219,600	250,900	285,100	312,200	343,300	390,100	435,900
9	170,900	221,100	252,000	286,800	313,800	345,200	392,500	437,800
10	172,300	222,600	253,400	288,700	316,000	347,200	395,100	439,900
11	173,600	224,100	254,900	290,500	318,200	349,200	397,700	442,000
12	174,900	225,600	256,200	292,300	320,200	351,200	400,300	443,900
13	176,100	226,800	257,500	294,100	322,200	353,000	402,600	445,600
14	177,600	228,200	258,700	295,700	324,200	355,000	404,900	447,400
15	179,100	229,600	259,900	297,100	326,100	356,900	407,100	449,300
16	180,700	231,000	261,100	298,500	328,000	358,800	409,400	451,200
17	181,800	232,400	262,300	300,000	329,900	360,500	411,200	453,000
18	183,200	234,000	263,600	302,000	331,900	362,500	413,100	454,800
19	184,600	235,500	264,900	304,000	333,800	364,300	415,000	456,600
20	186,000	236,900	266,200	305,800	335,700	366,200	416,800	458,300
21	187,300	238,100	267,600	307,500	337,400	368,100	418,600	460,100
22	189,600	239,700	269,100	309,400	339,400	370,000	420,400	461,600
23	191,800	241,200	270,700	311,300	341,400	371,900	422,200	463,000
24	194,000	242,600	272,200	313,100	343,300	373,800	424,000	464,500
25	196,200	243,600	273,800	314,800	344,700	375,700	425,600	465,900
26	197,900	245,100	275,500	316,800	346,600	377,600	427,100	467,200
27	199,400	246,400	277,100	318,800	348,500	379,500	428,600	468,500

28	200,900	247,600	278,700	320,700	350,400	381,400	430,100	469,700
29	202,400	248,700	280,300	322,400	352,000	382,900	431,600	470,700
30	203,800	249,700	281,800	324,400	353,900	384,700	432,900	471,400
31	205,200	250,600	283,300	326,400	355,700	386,500	434,200	472,200
32	206,600	251,500	284,800	328,400	357,500	388,100	435,400	472,900
33	208,000	252,400	285,900	329,600	359,300	389,800	436,600	473,600
34	209,300	253,300	287,500	331,600	361,100	391,200	437,900	474,400
35	210,600	254,100	289,000	333,500	362,800	392,600	439,200	475,100
36	211,900	254,900	290,500	335,500	364,500	394,000	440,400	475,700
37	213,200	255,600	291,900	337,400	365,900	395,400	441,600	476,200
38	214,400	256,700	293,500	339,300	367,200	396,600	442,400	476,800
39	215,600	257,900	295,100	341,200	368,500	397,800	443,200	477,400
40	216,700	259,000	296,700	343,100	369,900	398,800	444,000	478,000
41	217,800	260,200	298,200	344,900	371,000	399,900	444,600	478,500
42	218,900	261,400	299,800	346,800	371,900	401,100	445,300	479,000
43	219,900	262,500	301,300	348,600	372,900	402,200	446,000	479,400
44	220,900	263,600	302,800	350,400	374,000	403,300	446,700	479,700
45	221,800	264,700	304,400	351,900	374,800	404,000	447,500	480,000
46	222,700	265,800	306,000	353,300	375,700	404,700	448,300	481,000
47	223,600	266,900	307,600	354,700	376,600	405,400	448,700	482,000
48	224,500	267,900	309,100	356,200	377,400	406,100	449,400	483,000
49	225,400	268,900	310,000	357,700	378,200	406,700	449,900	484,000
50	226,300	269,900	311,500	358,500	379,000	407,300	450,300	485,000
51	227,200	270,900	313,000	359,500	379,800	407,800	450,700	486,000
52	228,100	271,800	314,600	360,500	380,500	408,200	451,100	487,000
53	228,900	272,700	316,200	361,400	381,200	408,600	451,500	488,000
54	229,800	273,600	317,800	362,500	381,900	408,900	451,900	489,000
55	230,700	274,500	319,300	363,400	382,600	409,200	452,300	490,000
56	231,500	275,400	320,800	364,400	383,300	409,500	452,600	491,000
57	231,800	276,300	322,200	365,300	383,800	409,800	452,900	492,000
58	232,600	277,200	323,400	366,000	384,400	410,100	453,300	493,000
59	233,300	278,100	324,500	366,700	385,000	410,400	453,600	494,000
60	233,900	279,000	325,600	367,300	385,700	410,700	453,900	495,000
61	234,500	280,000	326,300	367,700	386,100	411,000	454,200	
62	235,200	281,000	327,200	368,300	386,800	411,300		

63	235,800	281,900	328,000	369,000	387,400	411,600		
64	236,300	282,800	328,800	369,700	388,000	411,900		
65	236,800	283,300	329,600	370,000	388,400	412,200		
66	237,300	284,000	330,000	370,700	389,000	412,500		
67	237,800	284,700	330,600	371,400	389,600	412,800		
68	238,400	285,600	331,300	372,000	390,200	413,100		
69	238,900	286,600	332,100	372,300	390,600	413,300		
70	239,400	287,400	332,800	372,900	391,100	413,600		
71	239,900	288,200	333,500	373,600	391,600	413,900		
72	240,400	289,000	334,100	374,200	392,200	414,100		
73	240,900	289,700	334,600	374,500	392,500	414,300		
74	241,400	290,200	335,200	375,100	392,900	414,600		
75	241,800	290,600	335,700	375,800	393,300	414,900		
76	242,300	291,000	336,300	376,400	393,700	415,100		
77	242,800	291,200	336,600	376,800	394,000	415,300		
78	243,300	291,500	337,100	377,300	394,300	415,600		
79	243,800	291,700	337,500	377,900	394,600	415,900		
80	244,300	292,000	337,900	378,400	394,800	416,100		
81	244,700	292,200	338,300	378,900	395,000	416,300		
82	245,200	292,400	338,800	379,500	395,300	416,600		
83	245,600	292,700	339,300	380,000	395,600	416,900		
84	246,000	292,900	339,800	380,300	395,800	417,100		
85	246,400	293,200	340,100	380,700	396,000	417,300		
86	246,800	293,500	340,500	381,200	396,300			
87	247,200	293,800	341,000	381,600	396,600			
88	247,600	294,100	341,400	382,000	396,800			
89	248,000	294,400	341,700	382,400	397,000			
90	248,500	294,800	342,100	382,900	397,300			
91	248,800	295,100	342,600	383,300	397,600			
92	249,100	295,500	343,000	383,700	397,800			
93	249,400	295,700	343,200	384,000	398,000			
94		295,900	343,600	384,600				
95		296,200	344,100	385,200				
96		296,600	344,500	385,800				
97		296,800	344,700	386,500				

98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000	351,400					
115		302,300	351,800					
116		302,700	352,200					
117		302,900	352,700					
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
基準給料月額	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第18条の2に規定する職員を除く。

職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 次の各号に掲げる職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、当該各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める字句に読み替えるものとする。</u></p> <p>(1) <u>55歳を超える職員 2号給</u></p> <p>(2) <u>60歳を超える職員 0</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>7～10 (略)</u></p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。</u></p> <p><u>7 前2項の規定にかかわらず、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。)の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p><u>8 第4項から前項までの規定にかかわらず、60歳に達した日以後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の昇給は行わない。</u></p> <p><u>9～12 (略)</u></p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職8級職員に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p>

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。))にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。))にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間における当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(新設)

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けてい

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,500円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職8級職員にあっては、3,500円)、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条 削除

る職員が離職し、又は死亡した場合において
は、それぞれその者が離職し、又は死亡した
日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で
同項の規定による届出に係るものの全てが扶
養親族たる要件を欠くに至った場合において
はその事実が生じた日の属する月(これらの
日が月の初日であるときは、その日の属する
月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当
の支給の開始については、同項の規定による
届出が、これに係る事実の生じた日から15日
を経過した後にされたときは、その届出を受
理した日の属する月の翌月(その日が月の初
日であるときは、その日の属する月)から行う
ものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる
事実が生じた場合においては、その事実が生
じた日の属する月の翌月(その日が月の初日
であるときは、その日の属する月)からその支
給額を改定する。前項ただし書の規定は、第
1号に掲げる事実が生じた場合における扶養
手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項
第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族
で第1項の規定による届出に係るものの一
部が扶養親族としての要件を欠くに至った
場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の
規定による届出に係るものがある行政職8
級職員が行政職8級職員以外の職員となっ
た場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の
規定による届出に係るものがある職員で行
政職8級職員以外のものが行政職8級職員と
なった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定に
よる届出に係るもののうち特定期間にある
子でなかった者が特定期間にある子となっ
た場合

(通勤手当)

第9条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給

(通勤手当)

第9条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給

する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第4号において「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第4号において「1月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員(定年再任用短時間勤務職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。))にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) 前項第2号に掲げる職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、前号でそれぞれ定める額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額

(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は第2号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から前項第1号に掲げる額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより

ア～ス (略)

(削除)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規

算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(新設)

(新設)

4~7 (略)

則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) (略)

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6~9 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第16条 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項においてこれらを「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(期末手当)

第17条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

(管理職員特別勤務手当)

第16条 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項においてこれらを「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(期末手当)

第17条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第18条の3 第4条第1項、第2項及び第4項から第9項まで、第7条の2、第8条、第9条並びに第9条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第18条の3 第4条第1項、第2項及び第4項から第11項まで、第7条の2並びに第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1の現行 (改正案は議案書を参照)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	183,500	230,000	261,300	289,300	313,800	341,000	381,400	425,600
2	184,600	231,500	262,300	290,900	315,500	342,900	384,000	428,000
3	185,800	233,000	263,300	292,400	317,200	344,700	386,300	430,500
4	186,900	234,500	264,300	293,900	318,700	346,500	388,500	432,900
5	188,000	236,000	265,300	295,400	320,100	348,200	390,400	434,800
6	189,700	237,500	266,300	296,900	321,400	349,900	392,700	436,900
7	191,300	239,000	267,300	298,300	322,700	351,500	394,800	439,000
8	192,900	240,500	268,300	299,600	324,000	353,200	396,800	441,200
9	194,500	242,000	269,300	300,800	325,300	354,800	398,800	443,100
10	196,200	243,400	270,300	302,300	327,100	356,500	401,100	445,200
11	197,800	244,800	271,300	303,800	328,900	358,100	403,300	447,300
12	199,400	246,200	272,300	305,200	330,600	359,700	405,500	449,200
13	201,000	247,400	273,300	306,600	332,300	361,200	407,700	450,900
14	202,700	248,600	274,300	307,700	334,000	362,900	410,000	452,700
15	204,400	249,800	275,300	308,700	335,700	364,500	412,200	454,600
16	206,100	251,000	276,400	309,900	337,400	366,100	414,500	456,500
17	207,400	252,100	277,400	311,100	339,000	367,700	416,300	458,300
18	209,000	253,200	278,700	312,700	340,700	369,500	418,200	460,100
19	210,600	254,300	280,000	314,300	342,400	371,000	420,100	461,900
20	212,100	255,400	281,200	315,900	344,000	372,600	421,900	463,600
21	213,600	256,400	282,500	317,400	345,500	374,000	423,700	465,400
22	215,200	257,400	283,800	319,000	347,100	375,600	425,500	466,900
23	216,800	258,400	285,000	320,600	348,700	377,200	427,300	468,300
24	218,400	259,400	286,200	322,200	350,200	378,700	429,100	469,800
25	220,000	260,400	287,300	323,700	351,600	380,600	430,700	471,200
26	221,700	261,300	288,500	325,400	353,300	382,500	432,200	472,500
27	223,000	262,200	289,800	327,000	354,900	384,400	433,700	473,800
28	224,300	263,100	291,100	328,600	356,500	386,200	435,200	475,000
29	225,600	263,900	292,400	330,000	357,700	387,700	436,700	476,000
30	226,700	264,700	293,400	331,700	359,200	389,500	438,000	476,700
31	227,800	265,500	294,400	333,400	360,700	391,200	439,300	477,400

32	228,900	266,300	295,500	335,000	362,200	392,800	440,500	478,100
33	230,000	267,000	296,600	336,200	363,900	394,500	441,700	478,800
34	231,100	267,800	297,800	338,100	365,700	395,900	443,000	479,500
35	232,200	268,600	298,900	339,800	367,400	397,300	444,300	480,100
36	233,300	269,300	300,100	341,400	369,100	398,700	445,500	480,700
37	234,400	270,000	301,300	342,900	370,500	400,100	446,700	481,200
38	235,400	270,800	302,600	344,500	371,800	401,300	447,500	481,800
39	236,400	271,600	303,900	346,100	373,000	402,500	448,300	482,400
40	237,300	272,300	305,200	347,700	374,400	403,500	449,100	483,000
41	238,200	273,000	306,500	349,400	375,500	404,600	449,700	483,500
42	239,100	273,800	307,800	351,200	376,400	405,800	450,300	484,000
43	239,900	274,600	309,100	353,000	377,400	406,900	450,900	484,400
44	240,700	275,300	310,400	354,800	378,500	408,000	451,500	484,700
45	241,400	276,000	311,700	356,300	379,300	408,700	452,200	485,000
46	242,000	276,700	313,000	357,700	380,200	409,400	453,000	486,000
47	242,600	277,400	314,300	359,100	381,100	410,100	453,400	487,000
48	243,200	278,100	315,400	360,500	381,900	410,800	454,100	488,000
49	243,800	278,800	316,300	362,000	382,700	411,400	454,600	489,000
50	244,400	279,500	317,600	362,800	383,500	412,000	455,000	490,000
51	245,000	280,200	318,900	363,800	384,300	412,500	455,400	491,000
52	245,500	280,900	320,200	364,800	385,000	412,900	455,800	492,000
53	246,000	281,500	321,400	365,700	385,700	413,300	456,200	493,000
54	246,400	282,200	322,700	366,800	386,400	413,500	456,600	494,000
55	246,700	282,800	323,900	367,700	387,100	413,800	457,000	495,000
56	247,000	283,500	325,100	368,700	387,800	414,100	457,300	496,000
57	247,300	284,100	326,400	369,600	388,300	414,400	457,600	497,000
58	247,600	284,800	327,500	370,300	388,900	414,700	458,000	498,000
59	247,900	285,400	328,600	371,000	389,500	415,000	458,300	499,000
60	248,200	286,100	329,700	371,600	390,200	415,300	458,600	500,000
61	248,500	286,700	330,400	372,000	390,600	415,500	458,900	
62	248,800	287,400	331,300	372,600	391,200	415,800		
63	249,100	288,000	332,000	373,300	391,800	416,100		
64	249,400	288,500	332,800	374,000	392,300	416,400		
65	249,700	289,000	333,600	374,300	392,700	416,600		
66	250,000	289,600	334,000	375,000	393,300	416,900		

67	250,300	290,100	334,600	375,700	393,900	417,200		
68	250,600	290,700	335,300	376,300	394,400	417,500		
69	250,900	291,200	336,100	376,600	394,800	417,700		
70	251,200	291,700	336,800	377,100	395,300	418,000		
71	251,500	292,300	337,500	377,700	395,800	418,300		
72	251,800	292,900	338,100	378,300	396,400	418,500		
73	252,100	293,400	338,600	378,600	396,700	418,700		
74	252,400	293,900	339,200	379,200	397,100	419,000		
75	252,700	294,300	339,700	379,900	397,500	419,300		
76	253,000	294,600	340,300	380,500	397,900	419,500		
77	253,300	294,800	340,600	380,900	398,200	419,700		
78	253,600	295,100	341,100	381,400	398,500	420,000		
79	253,900	295,300	341,500	382,000	398,800	420,300		
80	254,200	295,600	341,900	382,500	399,000	420,500		
81	254,500	295,800	342,300	383,000	399,200	420,700		
82	254,800	296,000	342,800	383,600	399,500	421,000		
83	255,100	296,300	343,300	384,100	399,800	421,300		
84	255,400	296,500	343,800	384,400	400,000	421,500		
85	255,700	296,800	344,100	384,800	400,200	421,700		
86	256,000	297,100	344,500	385,300	400,500			
87	256,300	297,400	344,900	385,700	400,800			
88	256,600	297,700	345,300	386,100	401,000			
89	256,900	298,000	345,600	386,500	401,200			
90	257,200	298,300	346,000	387,000	401,500			
91	257,500	298,600	346,400	387,400	401,800			
92	257,800	299,000	346,800	387,800	402,000			
93	258,100	299,200	347,000	388,100	402,200			
94		299,400	347,400	388,700				
95		299,700	347,800	389,300				
96		300,100	348,200	389,900				
97		300,300	348,400	390,600				
98		300,600	348,800					
99		301,000	349,200					
100		301,400	349,500					
101		301,600	349,800					

102		301,900	350,200					
103		302,200	350,600					
104		302,500	351,000					
105		302,700	351,500					
106		303,000	351,900					
107		303,300	352,300					
108		303,600	352,700					
109		303,800	353,200					
110		304,200	353,600					
111		304,600	353,900					
112		304,900	354,200					
113		305,100	354,700					
114		305,300	355,100					
115		305,600	355,500					
116		306,000	355,900					
117		306,200	356,400					
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
基準給 料月額	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第18条の2に規定する職員を除く。

職員の給与に関する条例新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
(扶養手当)	(扶養手当)

<p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職8級職員に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき<u>11,500円</u>、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職8級職員にあつては、3,500円)、<u>前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする。</u></p>	<p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき<u>13,000円</u>、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職8級職員にあつては、3,500円)とする。</p>
--	--

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第7条 第3条第1項の扶養手当及び住居手当は、技能労務職員で地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第7条 第3条第1項の扶養手当は、技能労務職員で地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表(第5条関係)

現行	改正案
<p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</p>	<p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</p>

とする。

(略)	(略)	(略)
第9条の4第2項第2号	(略)	(略)
第9条の4第2項第3号	定年前再任用 短時間勤務職 員	育児短時間勤 務職員等
第12条第1項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

とする。

(略)	(略)	(略)
第9条の4第2項第2号	(略)	(略)
第12条第1項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表(第6条関係)

現行	改正案																																												
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>615,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第8条 特定業務等従事任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>188,700</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>216,200</u></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>256,200</u></td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>275,600</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員の給与に関する条例の適用除外等)</p>	号給	給料月額(円)	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	職務の級	給料月額(円)	1級	<u>188,700</u>	2級	<u>216,200</u>	3級	<u>256,200</u>	4級	<u>275,600</u>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>492,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>634,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第8条 特定業務等従事任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>192,000</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>219,500</u></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>260,000</u></td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>279,700</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員の給与に関する条例の適用除外等)</p>	号給	給料月額(円)	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	職務の級	給料月額(円)	1級	<u>192,000</u>	2級	<u>219,500</u>	3級	<u>260,000</u>	4級	<u>279,700</u>
号給	給料月額(円)																																												
1	<u>380,000</u>																																												
2	<u>427,000</u>																																												
3	<u>477,000</u>																																												
4	<u>539,000</u>																																												
5	<u>615,000</u>																																												
職務の級	給料月額(円)																																												
1級	<u>188,700</u>																																												
2級	<u>216,200</u>																																												
3級	<u>256,200</u>																																												
4級	<u>275,600</u>																																												
号給	給料月額(円)																																												
1	<u>392,000</u>																																												
2	<u>440,000</u>																																												
3	<u>492,000</u>																																												
4	<u>555,000</u>																																												
5	<u>634,000</u>																																												
職務の級	給料月額(円)																																												
1級	<u>192,000</u>																																												
2級	<u>219,500</u>																																												
3級	<u>260,000</u>																																												
4級	<u>279,700</u>																																												

第10条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第23号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の3、第12条、第13条第2項、第14条、第16条及び第18条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(新設)

2 給与条例第3条、第4条、第7条の2から第9条まで及び第9条の3の規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。

3 (略)

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第9条の4及び第12条の規定の適用については、給与条例第9条の4第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年条例第15号)第9条に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、同項第3号、給与条例第12条第2項及び同条第3項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外)

第11条 三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第10号。次項において「企業職員給与条例」という。)第3条から第6条まで、第6条の3、第9条、第10条第2項、第11条、第12条及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 (略)

第10条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第23号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第8条まで、第9条の3、第12条、第13条第2項、第14条及び第16条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第18条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 給与条例第3条、第4条、第7条の2から第8条まで及び第9条の3の規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。

4 (略)

5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第9条の4及び第12条の規定の適用については、給与条例第9条の4第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年条例第15号)第9条に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第12条第2項及び同条第3項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外)

第11条 三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第10号。次項において「企業職員給与条例」という。)第3条から第6条まで、第6条の3、第9条、第10条第2項、第11条及び第12条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 (略)

三郷市会計年度任用職員の報酬等に関する条例新旧対照表(第7条関係)

現行	改正案
(報酬の基本額の特例)	(報酬の基本額の特例)

<p>第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号職員であって規則で定める者に対する報酬の基本額は、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、月額<u>263,000円</u>又は日額<u>19,200円</u>を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(給料の特例)</p> <p>第6条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第2号職員であって規則で定める者に対する給料の額は、前条第2項の規定にかかわらず、月額<u>362,800円</u>を超えない範囲内において規則で定める。</p>	<p>第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号職員であって規則で定める者に対する報酬の基本額は、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、月額<u>269,600円</u>又は日額<u>19,600円</u>を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(給料の特例)</p> <p>第6条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第2号職員であって規則で定める者に対する給料の額は、前条第2項の規定にかかわらず、月額<u>371,900円</u>を超えない範囲内において規則で定める。</p>
---	---

三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(第8条関係)

現行	改正案
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条 指定管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第19条 第5条、第6条及び第6条の3の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条 指定管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第19条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(第9条関係)

現行	改正案

<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子及び孫</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>孫</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>
---	--

三郷市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第10条関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第20条 職員の給与に関する条例第4条第1項、<u>第5項及び第7項から第9項まで、第7条の2、第8条、第9条並びに第9条の3並びに新給与条例第4条第2項、第4項及び第6項</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>(三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第22条 三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、<u>第6条及び第6条の3</u>の規定は暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第23条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第1項の<u>扶養手当及び住居手当</u>は暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第20条 職員の給与に関する条例第4条第1項、<u>第2項及び第4項から第11項まで、第7条の2並びに第8条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>(三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第22条 三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条<u>及び第6条</u>の規定は暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第23条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第1項の扶養手当は暫定再任用職員には適用しない。</p>

(2) 子に係る扶養手当

- ①令和7年度 … 10,000円→11,500円
- ②令和8年度 … 11,500円→13,000円

4 通勤手当の支給限度額の引上げ

・1か月当たりの通勤手当の上限を55,000円から150,000円に引上げる。

5 住居手当の見直し

・住居手当の支給対象に再任用職員を追加する。

6 実施時期

- (1) 給料表 … 令和6年4月1日(遡及適用)
- (2) 令和6年度12月期の期末勤勉手当の引上げ … 令和6年12月1日(遡及適用)
- (3) 令和7年度以降の期末勤勉手当 … 令和7年4月1日
- (4) 扶養手当の改正 … 令和7年4月1日(令和7年度に係る改正)
令和8年4月1日(令和8年度に係る改正)
- (5) 通勤手当の改正 … 令和7年4月1日
- (6) 住居手当の改正 … 令和7年4月1日

(議案第7号参考資料)

市長及び副市長の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した現在)において、市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した現在)において、市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

市長及び副市長の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した現在)において、市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した現在)において、市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(議案第 8 号参考資料)

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
(新設)	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p><u>第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u></p> <p><u>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</u></p> <p><u>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</u></p>

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ず

であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の2の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理する

ることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項の要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護

ための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項の要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(特別休暇)

第14条 (略)

2 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(14) (略)

(15) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(16)～(21) (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をする

5 (略)

(特別休暇)

第14条 (略)

2 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(14) (略)

(15) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(16)～(21) (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第18条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに

ため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>

(議案第9号参考資料)

三郷市手数料徴収条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(60) (略)</p> <p>(61) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「エコまち法」という。)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) <u>1件につき 次に掲げる額を合算して得た額</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 23,000円</u></p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 19,000円</u></p> <p>(62) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(エコまち法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出されない場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) <u>1件につき 次に掲げる額を合算して得た額</u></p>	<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(60) (略)</p> <p>(61) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「エコまち法」という。)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) <u>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 300平方メートル以上のもの 23,000円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 300平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(62) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(エコまち法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出されない場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) <u>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</u></p>

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 135,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 66,000円

(新設)

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上のもの 135,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上のもの 66,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 29.0

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 334,000円

エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 130,000円

(63) (略)

(64) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料(変更後の低炭素建築物新築等計画に係るエコまち法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) 1件につき 次に掲げる額を合算して得た額

ア (略)

00円

b 200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 59,000円

b 300平方メートル以上のもの 100,000円

エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上のもの 334,000円

オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上のもの 130,000円

(63) (略)

(64) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料(変更後の低炭素建築物新築等計画に係るエコまち法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額

ア (略)

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 11,500円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 9,500円

(65) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料(変更後の低炭素建築物新築等計画に係るエコまち法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出されない場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) 1件につき 次に掲げる額を合算して得た額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 67,500円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 300平方メートル以上のもの 11,500円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 300平方メートル以上のもの 9,500円

(65) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料(変更後の低炭素建築物新築等計画に係るエコまち法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出されない場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上のもの 67,500円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

<p>(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>200平方メートル以上、500平方メートル以下</u>のもの 11,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下</u>のもの 33,000円</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a (略)</p> <p>b 200平方メートル以上のもの 11,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a (略)</p> <p>b 300平方メートル以上のもの 33,000円</p>
<p>(新設)</p>	<p>ウ <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u></p>
<p>ウ <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u></p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下</u>のもの 167,000円</p>	<p>(ア) <u>一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>a <u>200平方メートル未満のもの</u> 14,500円</p> <p>b <u>200平方メートル以上のもの</u> 16,500円</p> <p>(イ) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>a <u>300平方メートル未満のもの</u> 29,500円</p> <p>b <u>300平方メートル以上のもの</u> 50,000円</p>
<p>エ <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u></p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a (略)</p> <p>b 300平方メートル以上のもの 167,000円</p>	<p>エ <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u></p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a (略)</p> <p>b 300平方メートル以上のもの 167,000円</p>

エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 65,000円

(66) (略)

(67) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物(以下「他の建築物」という。))について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)が同法第35条第1項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合) 1件につき 次に掲げる床面積(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。第68号から第72号までにおいて同じ。)の区分に応じそれぞれ次に掲げる額を合算して得た額

ア 300平方メートル未満のもの 11,000円

イ 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 19,000円

オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上のもの 65,000円

(66) (略)

(67) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物(以下「他の建築物」という。))について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合) 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額

ア 一戸建ての住宅 5,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。次号イ、第69号ア(イ)及びウ(イ)、第70号ア(イ)及びウ(イ)、第71号イ並びに第72号ア(イ)及びウ(イ)において同じ。)が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 300平方メートル以上のもの 23,000円

(新設)

(68) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(他の建築物について、当該建築物が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合) 1件につき 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に掲げる額を合算して得た額

ア 300平方メートル未満のもの 5,500円

イ 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 9,500円

(新設)

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。次号ウ、第69号エ(ア)及びオ(ア)、第70号エ(ア)及びオ(ア)、第71号ウ並びに第72号エ(ア)及びオ(ア)において同じ。)が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 300平方メートル以上のもの 19,000円

(68) 建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく同法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画(以下「建築物エネルギー消費性能確保計画」という。)の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(他の建築物について、当該建築物が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合) 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額

ア 一戸建ての住宅 2,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 300平方メートル以上のもの 11,500円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 300平方メートル以上のもの 9,500円

(69) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(他の建築物について、当該建築物が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定を受けたことを示す書類が提出されない場合) 1件につき 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に掲げる額を合算して得た額

(新設)

(69) 建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(他の建築物について、当該建築物が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出されない場合) 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(イ) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 40.000円

b 200平方メートル以上のもの 44.000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 80.000円

b 300平方メートル以上のもの 135.000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(イ) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 20.000円

b 200平方メートル以上のもの 22.000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じ

(新設)

(新設)

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの

(ア) 300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 334,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの

(ア) 300平方メートル未満のもの 102,

それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 38,000円

b 300平方メートル以上のもの 66,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 29,000円

b 200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 59,000円

b 300平方メートル以上のもの 100,000円

エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 267,000円

b 300平方メートル以上のもの 334,000円

(削除)

オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部

<p>000円</p>	<p>分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>b 300平方メートル以上のもの 130,000円</p>
<p>(イ) <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 130,000円</u></p> <p>(70) <u>建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(他の建築物について、当該建築物が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出されない場合) 1件につき 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に掲げる額を合算して得た額</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(70) <u>建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(他の建築物について、当該建築物が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出されない場合) 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</u></p> <p>ア <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u></p> <p>(ア) <u>一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>a <u>200平方メートル未満のもの 20,000円</u></p> <p>b <u>200平方メートル以上のもの 22,000円</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(イ) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>a <u>300平方メートル未満のもの 40,000円</u></p> <p>b <u>300平方メートル以上のもの 67,500円</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>イ <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</u></p>

(新設)

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの

(ア) 300平方メートル未満のもの 133,500円

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 10,000円

b 200平方メートル以上のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 19,000円

b 300平方メートル以上のもの 33,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 14,500円

b 200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 29,500円

b 300平方メートル以上のもの 50,000円

エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 133,

<p>(イ) <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの</u> <u>167,000円</u></p>	(削除)	500円
<p>イ <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</u></p>	(削除)	<p>b <u>300平方メートル以上のもの</u> <u>167,000円</u></p>
<p>(ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>51,000円</u></p>	(削除)	<p>オ <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</u></p>
<p>(イ) <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの</u> <u>65,000円</u></p>	(削除)	<p>(ア) <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p>
<p>(71) <u>建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料(他の建築物について、当該建築物が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合)</u> <u>1件につき</u> <u>次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に掲げる額を合算して得た額</u></p>	(削除)	<p>a <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>51,000円</u></p>
<p>ア <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>5,500円</u></p>	(削除)	<p>b <u>300平方メートル以上のもの</u> <u>65,000円</u></p>
<p>イ <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの</u> <u>9,500円</u></p>	(削除)	<p>(71) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料(他の建築物について、当該建築物が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合)</u> <u>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</u></p>
<p>ア <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>5,500円</u></p>	(削除)	<p>ア <u>一戸建ての住宅</u> <u>2,500円</u></p>
<p>イ <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの</u> <u>9,500円</u></p>	(削除)	<p>イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p>
<p>イ <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>5,500円</u></p>	(削除)	<p>(ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>5,500円</u></p>
<p>イ <u>300平方メートル以上のもの</u> <u>11,500円</u></p>	(削除)	<p>(イ) <u>300平方メートル以上のもの</u> <u>11,500円</u></p>

(新設)

(72) 建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料(他の建築物について、当該建築物が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出されない場合) 1件につき 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に掲げる額を合算して得た額

(新設)

(新設)

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 5.500円

(イ) 300平方メートル以上のもの 9.500円

(72) 建築物省エネ法施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料(他の建築物について、当該建築物が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出されない場合) 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 20,000円

b 200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 40,000円

b 300平方メートル以上のもの 67,500円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定

(新設)

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの

(ア) 300平方メートル未満のもの 133,500円

める額

a 200平方メートル未満のもの 10,000円

b 200平方メートル以上のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 19,000円

b 300平方メートル以上のもの 33,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 14,500円

b 200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 29,500円

b 300平方メートル以上のもの 50,000円

エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 13,500円

b 300平方メートル以上のもの 16

<p>(イ) <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの</u> <u>216,000円</u></p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>51,000円</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>7,000円</u></p> <p>(削除)</p> <p>オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(イ) <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">a <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>51,000円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">b <u>300平方メートル以上のもの</u> <u>65,000円</u></p>
<p>(イ) <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの</u> <u>85,500円</u></p> <p>(73) 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。)一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。<u>次号ア(イ)、第76号イ及び第77号ア(イ)</u>において同じ。)が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの</u> <u>23,000円</u></p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上、500平方メー</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(73) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。)一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。<u>次号ア(イ)及びウ(イ)、第76号イ並びに第77号ア(イ)及びウ(イ)</u>において同じ。)が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上のもの</u> <u>23,000円</u></p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上のもの</u> <u>19,0</u></p>

トル以下のもの 19,000円

(74) 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(建築物省エネ法第35条第1項各号)に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出されない場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 135,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上、500平方メ

00円

(74) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(同法第30条第1項各号)に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出されない場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上のもの 135,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上のもの 66,0

<p>(新設)</p> <p><u>メートル以下のもの</u> 66,000円</p>	<p>00円</p> <p><u>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u></p> <p><u>(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>a <u>200平方メートル未満のもの</u> 29,000円</p> <p>b <u>200平方メートル以上のもの</u> 33,000円</p> <p><u>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>a <u>300平方メートル未満のもの</u> 59,000円</p> <p>b <u>300平方メートル以上のもの</u> 100,000円</p>
<p><u>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u></p> <p><u>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>a (略)</p> <p>b <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの</u> 334,000円</p>	<p><u>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u></p> <p><u>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>a (略)</p> <p>b <u>300平方メートル以上のもの</u> 334,000円</p>
<p><u>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</u></p> <p><u>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>a (略)</p> <p>b <u>300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの</u> 130,000円</p>	<p><u>オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</u></p> <p><u>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>a (略)</p> <p>b <u>300平方メートル以上のもの</u> 130,000円</p>
<p>(75) 建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物省エネ法<u>第34条第1項</u>の規定に</p>	<p>(75) 建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物省エネ法<u>第29条第1項</u>の規定に</p>

基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 前2号に規定する認定申請手数料の額に、三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例に定める額を加算して得た額

(76) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料(建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額。ただし、新たに追加される建築物については、第73号に掲げる額とする。

ア (略)

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 11,500円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 9,500円

(77) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料(建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出されない場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額。ただし、新たに追加される建築物については、第74

基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 前2号に規定する認定申請手数料の額に、三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例に定める額を加算して得た額

(76) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料(同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額。ただし、新たに追加される建築物については、第73号に掲げる額とする。

ア (略)

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 300平方メートル以上のもの 11,500円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 300平方メートル以上のもの 9,500円

(77) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料(同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出されない場合で、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴わない場合に限る。) 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額。ただし、新たに追加される建築物については、第74号に掲げ

号に掲げる額とする。

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 67,500円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 33,000円

(新設)

る額とする。

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上のもの 67,500円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 200平方メートル以上のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上のもの 33,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 14,

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 167,000円

エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 65,000円

(78) 建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 前2号に規定する変更認定申請手数料の額に、三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例に定める額を加算して得た額

(79) 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料(建築物省エネ法第2条第1項

500円

b 200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 29,500円

b 300平方メートル以上のもの 50,000円

エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上のもの 167,000円

オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a (略)

b 300平方メートル以上のもの 65,000円

(78) 建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 前2号に規定する変更認定申請手数料の額に、三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例に定める額を加算して得た額

(削除)

第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合）1件につき 次に掲げる額を合算して得た額

ア 一戸建ての住宅 5,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。次号ア(イ)及びイ(イ)において同じ。)が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 23,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 19,000円

(80) 建築物省エネ法第41条第1項の規定に (削除)

基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料(建築物省エネ法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出されない場合。)

1件につき 次に掲げる額を合算して得た額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 40,000円

b 200平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 80,000円

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 135,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 20,000円

b 200平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 38,000円

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 66,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 267,000円

b 300平方メートル以上、500平方メートル以下のもの 334,000円

エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅

部分の床面積の合計が次に掲げる区分
に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 10
2,000円

b 300平方メートル以上、500平方メ
ートル以下のもの 130,000円

(議案第10号参考資料)

三郷市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.0</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,000円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>32,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,600円</u>とする。</p>

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13,700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得

税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,300円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,050円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,500円

税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 22,960円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,120円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,590円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,500円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,750円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,800円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,300円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。))は、当該被保険者

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,800円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,850円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,560円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,320円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,740円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。))は、当該被保険者

均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,350円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,250円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,600円

エ アからウに掲げる世帯以外の世帯 14,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,350円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,250円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円

3 (略)

均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,920円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,200円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,120円

エ アからウに掲げる世帯以外の世帯 16,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,740円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,900円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,800円

3 (略)

(議案第 1 1 号参考資料)

三郷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

新旧対照表

現行	改正案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 (略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは<u>管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 (略)</p>

(議案第12号参考資料)

三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該地域型保育事業者が確保した連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>(新設)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該地域型保育事業者が確保した連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、<u>地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に</u></p>

(新設)

2 市長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

3 前項の場合において、地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4・5 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件をいずれも満たす地域型保育事業者は、前条第1項の規定にかかわらず、当該地域型保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理して地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該地域型保育事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該地域型保育事業所又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 地域型保育事業者(特例保育所型事業所

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6・7 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件をいずれも満たす地域型保育事業者は、前条第1項の規定にかかわらず、当該地域型保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理して地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該地域型保育事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該地域型保育事業所又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 地域型保育事業者(特例保育所型事業所

<p>内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要で適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要で適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>
---	---

三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業者を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第24号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業者を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第24号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p>

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

(新設)

(新設)

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」とい

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4～9 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事

う。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6～11 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事

業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合には、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合には、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(議案第13号参考資料)

三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例新旧

対照表

現行	改正案
<p>(手数料の減額及び免除)</p> <p>第4条 市長は、手数料については、次の各号に定めるところにより、別表に定める手数料相当額を減額し、又は免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定は、<u>工作物</u>について準用する。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(手数料の減額及び免除)</p> <p>第4条 市長は、手数料については、次の各号に定めるところにより、別表に定める手数料相当額を減額し、又は免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定は、<u>建築設備及び工作物</u>について準用する。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

別表(第2条関係)

建築基準法に係る申請手数料

現行

事務の種別	手数料の名称	手数料の金額
1 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	ア 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下において同じ。)が30平方メートル以内のもの <u>7,000円</u>
		イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>14,000円</u>
		ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>24,000円</u>
		エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>31,000円</u>
		オ～ケ (略)
2 (略)		
3 建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査	(略)	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>14,000円</u>
		イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>17,000円</u>
		ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>24,000円</u>
		エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>35,000円</u>
		オ～ケ (略)
4 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する検査	(略)	(略)
5～8 (略)		
9 建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による特例の認定の申請に対する審査	(略)	ア 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 <u>78,000円</u>
		(略)

10 建築基準法第86条の2第(略) 1項の規定に基づく一敷地 内認定建築物以外の建築 物の建築の認定の申請に 対する審査	ア 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この 項において同じ。)の数が1である場合 78,000 円 (略)
11～16	(略)
17～19	(略)

改正案

事務の種別	手数料の名称	手数料の金額
1 建築基準法第6条第1項の 規定に基づく建築物に関 する確認の申請又は同法 第18条第2項の規定に基づ く建築物に関する計画の 通知に対する審査(2の部 及び3の部に規定する審査 を除く。)	建築物に関する確認申 請又は計画通知手 数料	ア 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によ って算定したものをいう。以下この部において同 じ。)が30平方メートル以内のもの <u>8,000円</u>
		イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平 方メートル以内のもの <u>20,000円</u>
		ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平 方メートル以内のもの <u>34,000円</u>
		エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平 方メートル以内のもの <u>36,000円</u>
		オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平 方メートル以内のもの <u>39,000円</u>
		カ～コ (略)
2 建築基準法第6条第1項の 規定に基づく建築物に関 する確認の申請又は同法 第18条第2項の規定に基づ く建築物に関する計画の 通知に対する審査(申請又 は通知に係る計画に同法 第87条の4の昇降機に係る 部分が含まれる場合に限 る。)	昇降機を含む建築 物に関する確認申 請又は計画通知手 数料	ア 昇降機を含む建築物を建築する場合(イの項か らエの項までに掲げる場合を除く。) 1の部アの 項からコの項までの額に、昇降機1基ごとに <u>14,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>5,000円</u>) を加算した金額
		イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた 昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場 合 1の部アの項からコの項までの額に、計画の 変更をする昇降機1基ごとに <u>7,000円</u> (小荷物専 用昇降機については、 <u>4,000円</u>)を加算した金額
		ウ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして 建築物を建築する場合 1の部アの項からコの 項までの金額

		エ 確認を受けた昇降機のみ計画の変更をして建築物を建築する場合 計画の変更をする昇降機1基ごとに 7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)
3 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。))又は第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特定建築行為に限る。)	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(イに掲げるものを除く。) 1の部アの項からコの項までの額(昇降機を含む建築物については、2の部アの項からエの項までの額)に、次に定める額を加算した金額 (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの の 14,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のも の 16,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの の 27,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上のも の 43,000円 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。) 1の部アの項からコの項までの額(昇降機を含む建築物については、2の部アの項からエの項までの額)に、次に定める額を加算した金額 (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

		<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの の <u>7,000円</u></p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの の <u>8,000円</u></p> <p>(i) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの の <u>13,500円</u></p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの の <u>21,500円</u></p>
4	<p>建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査</p>	<p>建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料</p> <p>ア 昇降機を設置する場合(イの項に掲げる場合を除く。) 1基ごとに <u>14,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>5,000円</u>)</p> <p>イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1基ごとに <u>7,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>4,000円</u>)</p> <p>ウ 昇降機以外の建築設備を設置する場合(エの項に掲げる場合を除く。) 1の建築設備ごとに <u>14,000円</u></p> <p>エ 昇降機以外の確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機以外の建築設備を設置する場合 1の建築設備ごとに <u>7,000円</u></p>
5	(略)	
6	<p>建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(7の部及び8の部に規定する完了検査を除く。)</p>	<p>ア 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この部において同じ。)が30平方メートル以内のもの <u>15,000円</u></p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>24,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>34,000円</u></p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの <u>37,000円</u></p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>42,000円</u></p> <p>カ～コ (略)</p>
7	<p>建築基準法第7条第1項又は昇降機を含む建築</p>	<p>6の部アの項からコの項までの額に、昇降機1基ご</p>

<p>は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(完了検査の申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)</p>	<p>物に関する完了検査手数料</p>	<p>とに 17,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)を加算した金額</p>
<p>8 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。)</p>	<p>要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料</p>	<p>6の部アの項からコの項までの額(昇降機を含む建築物については、7の部の額)に、申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に定める額を加算した金額</p> <p>ア 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この部において同じ。)が30平方メートル以内のもの 3,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 5,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 6,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 7,000円</p>
<p>9 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了検査</p>	<p>建築設備に関する完了検査手数料</p>	<p>ア 昇降機の場合 1基ごとに 17,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)</p> <p>イ 昇降機以外の建築設備の場合 1の建築設備ごとに 17,000円</p>
<p>10 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>11 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項において準用する</p>	<p>検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料</p>	<p>120,000円</p>

場合を含む。)の規定に基づき 仮使用の認定の申請 に対する審査		
12～15 (略)		
16 建築基準法第86条第2項 の規定に基づく一の敷地 とみなすこと等による特 例の認定の申請に対する 審査	(略)	ア 建築物(既存建築物を除く。以下この部において同じ。)の数が1である場合 78,000円 (略)
17 建築基準法第86条の2第 1項の規定に基づく一敷地 内認定建築物以外の建築 物の建築の認定の申請に 対する審査	(略)	ア 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この部において同じ。)の数が1である場合 78,000円 (略)
18～23 (略)		
24 建築基準法施行令(昭和 25年政令第338号)第137 条の12第6項の規定に基づ き既存建築物の大規模修 繕等の認定の申請に対す る審査	既存建築物の大規模修繕等 に対する敷地と道路との関 係の建築制限の緩和に係 る認定申請手数料	27,000円
25 建築基準法施行令第137 条の12第7項の規定に基づ き既存建築物の大規模修 繕等の認定の申請に対す る審査	既存建築物の大規模修繕等 に対する敷地内における建 築制限の緩和に係る認定 申請手数料	27,000円
26～28 (略)		

(議案第14号参考資料)

三郷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

現行

別表(第2条関係)

(単位：千円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

改正案

別表(第2条関係)

(単位：千円)

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239	344	459	594	779	979	1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

